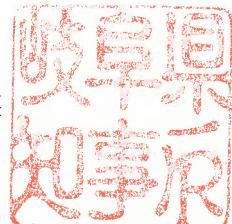


環管第323号
平成30年10月9日

愛知県知事 大村 秀章 様

岐阜県知事 古田 肇



尾張都市計画ごみ処理場（一般廃棄物処理施設）尾張北部環境組合
ごみ処理施設（仮称）整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する
意見について（回答）

平成30年8月16日付け30環活第81-4号の協議に基づき、別添のとおり各務原市長意見を送付します。

また、本件についての当職の意見は下記のとおりです。

記

【大気質】

1 事業実施想定区域の周囲には、複数の住居等が存在しており、施設の稼働に伴う岐阜県内の大気質への影響が回避、低減されるよう、煙突の高さ、建屋の配置等の検討にあたっては、地域特有の地形における風況や逆転層等の短期的高濃度条件による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

【動物、生態系】

2 計画段階環境配慮書には、タカ目やフクロウ目といった上位種や、その他重要種の生息可能性が記載されており、施設の設置に伴い岐阜県内に生息する動物や生態系へ影響を及ぼすおそれがある。については、建屋の配置等の検討にあたっては、その影響の程度を把握するとともに、事業実施想定区域内の二次林の改変等による影響を考慮した適切な環境保全措置を講ずること。

【景観】

3 施設の建屋や煙突の形状、色彩の検討にあたっては、岐阜県側からの眺望の状況を踏まえ、周辺の景観に配慮した適切な環境保全措置を講ずること。